

平成 24 年度 実践的防災教育総合支援事業 Q & A

○緊急地震速報受信機器について

Q 緊急地震速報受信機器等の仕様は決まっているのか。

A 今後、府の入札により、機器等が決定される予定。

参考機種：ホームサイスマ **HS301**（メーカー名：エイツー）

地震の見張り番 **plus one JMB-H1**（メーカー名：センチュリー）

Q 緊急地震速報受信機器は、府から貸与されるのか、贈与されるのか。

A 府が購入し、各校に無償貸与する予定。

Q 緊急地震速報受信機器は、いつまで使用するのか。

A 本事業の趣旨も踏まえ、実施期間終了後も引き続き使用していただく必要があります。

Q 緊急地震速報受信機器の設置後の必要経費は学校が負担するのか。

A インターネット回線接続料、緊急地震速報システム情報料（**3,000～5,000** 円／月）は、学校において負担していただくこととなります。

Q 緊急地震速報受信機器が故障した場合、学校が費用負担するのか。

A 機器の修繕費用等は、学校において負担していただくこととなります。

Q 学校における必要な設備は。

A インターネットに接続できる環境があること。また、緊急地震速報受信機器から出力される音声が生徒のいる教室等に届くよう、スピーカー等の機器が整備されていることが望ましい。

○学校防災アドバイザーについて

Q 学校に派遣される学校防災アドバイザーは、実施する学校において選定するのか。

A 各学校において、防災に関する専門知識を有し、地域の実情等に精通した学校防災アドバイザーを推薦していただくことが望ましいが、大阪府教育委員会が委嘱した学校防災アドバイザーを派遣することも可能です。

Q 学校防災アドバイザーは、緊急地震速報受信システムの配備校のみ派遣されるのか。

A 緊急地震速報受信システムの配備校には、学校防災アドバイザー派遣を1回以上（上限2回）実施していただく必要があります。また、緊急地震速報受信システムの配備を希望しない学校であっても、学校防災アドバイザーを派遣（上限2回）することができます。

Q 学校防災アドバイザーへの報償費の支払い方法は？

A 大阪府教育委員会において、学校防災アドバイザーに支払う（支払いに必要な書類については別途連絡）。